平成２７年（フ）第４２号
福島市浜田町８番８号　ネオハイツ浜田町1301
債務者　三原力こと　權　　力
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４３号
福島市浜田町８番８号　ネオハイツ浜田町1301
債務者　三原ふみ恵
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３１５号
名古屋市中川区小本本町３丁目208番地の１ニュー伸和301号、従前の住所名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘３棟204号
債務者　笠松　梨湖
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７００号
名古屋市緑区白土1917番地　ハイツ藤塚202号
債務者　山村　竜也
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８号
青森市大字浜田字玉川146番地７　アーバンホームズ第３浜田玉川201号
債務者　永井　千春
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
青森市大字浜田字玉川146番地７　アーバンホームズ第３浜田玉川201号
債務者　永井　　賢
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
山口県周南市大字呼坂418番地の25
債務者　伊藤　康子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第４５号
山口県光市虹ケ浜３丁目２番10号　ベルデュールマンション402号、前住所山口県宇部市海南町11番１号　村田アパート202号
債務者　貞兼　　純
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１８号
大分県佐伯市7269番地１　コーポクレーンズ１Ｃ－１
債務者　湊　　美奈
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第７７１号
名古屋市南区北内町４丁目21番地の４
債務者　西川　信雅
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９２号
名古屋市港区秋葉１丁目130番地の２　きよすみ荘
債務者　小杉喜三郎
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３７号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟102号
債務者　河合佐代子
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２号
松江市雑賀町658番地　コーポよしの２号室、前住所松江市栄町22番地９
債務者　上田　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２２号
栃木県宇都宮市石井町3413番地35　レオパレスメイプルⅠ202、前住所栃木県足利市福富町1114番地１　福富団地２－34
債務者　加藤　尚幸
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７３８号
横浜市都筑区茅ケ崎南３－18－７　エストエクレール301、住民票上の住所横浜市南区蒔田町字三度台1018番地15　ワコーレロイヤルヒルズ横浜蒔田308号
債務者　岡本　　馨
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部